

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 戸田市商工会管轄地域の災害リスク及び新型インフルエンザ等感染症に対するリスク

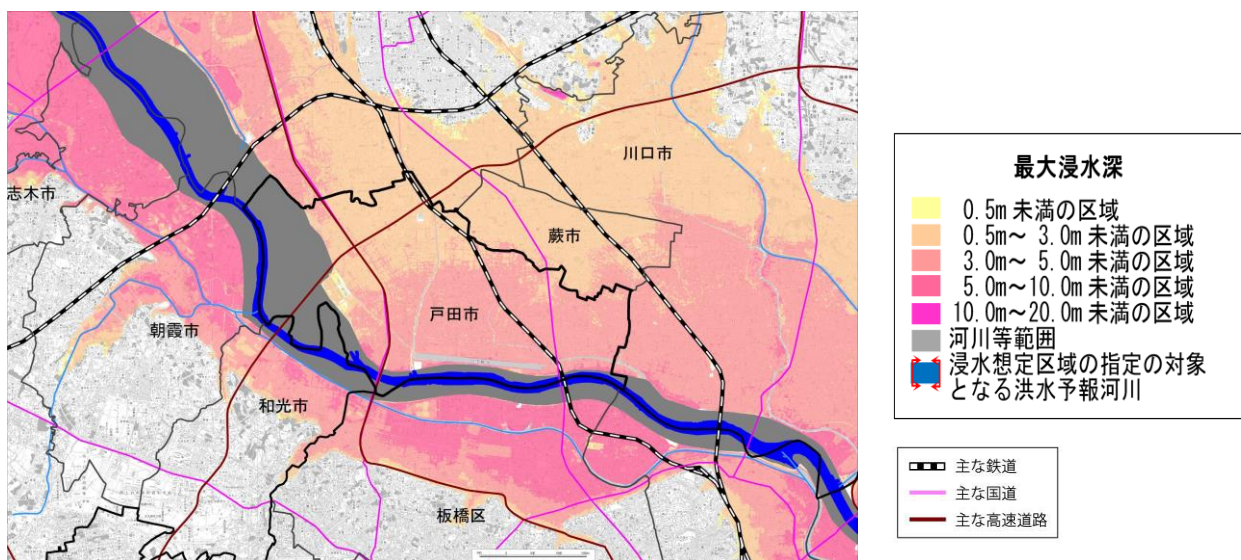
(洪水・水害)

戸田市は、荒川によって形成された平坦な沖積平野に位置している。標高は北西から南東方向に低くなっており、戸田公園から菖蒲川に沿った地域では、2～3mと最も低く、北西部や盛土をした土地では5mとなっている。このため、明治時代から現在までに、荒川の氾濫等により大きな水害に見舞われている。

近年は荒川をはじめとする河川改修や堤防整備により大規模な水害は発生していないが、市街地の拡大によって、降水の河川への流入量が増加するのに加え、盛土による水はけの悪化等の原因により、中小河川が氾濫する「都市型水害」が頻発する状況にある。特に昭和57年(1982年)9月11日(台風18号)、平成17年(2005年)9月4日(集中豪雨)においては、内水氾濫により、大きな被害が生じた。昨年(令和元年10月)の台風19号においては、市内中小河川の越水・溢水が8箇所で見られ、市内幹線道路の一部通行止めや住宅、事業所の浸水被害、停電や鉄道の運休が発生した。

戸田市の南部を流れる荒川については、国土交通省が、200年に1度程度の確率で発生する規模の大雨(荒川流域で3日間に総雨量516ミリの降雨)及び1000年に1度想定される最大規模の大雨(荒川流域で3日間に総雨量632ミリの降雨)により荒川が増水し堤防が破堤した場合を想定した「荒川浸水想定区域図」を公表している。これによると、戸田市は市全域が水没し、浸水深は最大5m以上、浸水時間は3日～1週間にもおよび、多数の家屋が浸水、水没するなど大きな被害が発生することが予想されている。

<荒川水系荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図 想定最大規模>



出典: 荒川水系洪水浸水想定区域 荒川上流河川事務所

(地震)

戸田市域に影響を及ぼすと考えられる想定地震として、埼玉県により実施された「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」(埼玉県地震被害想定)では、3つの海溝型地震と2つの内陸直下型地震による5つの地震が想定されている。これらの想定地震のうち、戸田市において最も大きな被害(揺れ)を及ぼす地震としては、東京湾下のプレート境界(北米プレート及びフィリピン海プレートの境界)で発生する東京湾北部地震(M7.3)が挙げられ、市域の広い範囲で最大震度6強の揺れが発生すると想定されている。

首都圏直下で発生する海溝型の地震は、文部科学省の地震調査研究推進本部による海溝型地震の長期評価結果においても、今後30年以内の発生確率は70%程度(同50年以内の場合90%程度:平均発生間隔23.8年)となり、その切迫性が指摘されている。

(液状化・火災)

埼玉県地震被害想定における5つの地震による市内の最大震度は、6弱～6強の揺れが予測されている。また、このような地震の発生時には、ほぼ市全域にわたり液状化が発生する危険度が高いと予測されている。この地震によって液状化及び火災の発生による建物被害は、最大震度が最も大きい東京湾北部地震の発生時が最多となり、全壊棟数1,109棟、半壊棟数2,609棟に達すると想定されている。人的被害は、建物被害と同様に東京湾北部地震の発生時が最多となり、死者64人、負傷者451人に達すると想定されている。

(新型インフルエンザ等感染症の被害)

2020年世界的流行の原因となった新型コロナウイルスは粒子の外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持ち、自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えていく。ウイルスは粘膜に入り込むことはできるが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけである。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまうが、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつとされる。

新型コロナウイルスの主な感染の仕方は、飛沫感染※と接触感染※である。

飛沫感染:感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出され、別の人がそのウイルスを口や鼻から吸い込み感染する。

接触感染:くしゃみや咳を押さえたその手で周りの物に触れてウイルスが付き、別の人がその物に触ってウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染する。

a. 人員に関する影響

自然災害では人的被害のほか、建物や設備の損害、ライフラインの停止など、被害は物的資源も対象となる。また自然災害では発生した地域の局所的な被害であるため、被災していない他拠点や取引先企業からの応援が可能となる。

一方、新型インフルエンザ等感染症の場合、従業員やその家族の感染による出勤率の低下といった人的被害が中心となる。事業継続に必要な要員数が不足となり、対応可能な業務量が徐々に減少することになる。

被害の期間については、自然災害は瞬間的であるが、新型インフルエンザ等感染症の影響は長期に亘り、影響の予測は極めて困難となる。

b.代替施設、サプライヤーへの影響

自然災害の様に被害は局所的ではなく、全ての地域（日本国中）に亘り広範囲に広がるため、代替施設や仕入れ先などサプライヤーの確保は極めて困難となる。

c.資金繰りに関する影響

新型インフルエンザ等感染症において確保すべき資金は、早期復旧が求められる自然災害発生時に必要とされる「一時金」ではなく、「数か月に亘る事業縮小や停止に耐えられる固定費（従業員給与、家賃）」が中心となる。新型インフルエンザ等感染症の影響は長期に亘るため、多額の固定費が掛かる可能性があり、経営を揺るがしかねない損失が生じる。

d.風評被害

職場において陽性者又は疑いのある者が発生した場合、この事実を公表すると共に自宅待機にしなければならない。事業所内の消毒を行い、一定の期間閉鎖をする。これらを怠ると世間から非難を浴び、風評被害によって事業の継続に大きな影響を与える。

(2) 商工業者の状況（平成 28 年経済センサスより）

商工業者数 4,888 件（内 小規模事業者数 3,568 件）

商工業者数 (商工会員数)	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・ 宿泊業	サービス業	その他
4,888 (2,565)	461 (450)	911 (542)	385 (131)	668 (333)	461 (170)	1,623 (571)	379 (368)

(3) これまでの取り組み

①当市の取り組み例

- ・戸田市地域防災計画
- ・戸田市ハザードブックを策定
- ・戸田市内水(浸水)ハザードマップを策定
- ・戸田市事前防災行動計画（タイムライン）への取組
- ・土のうステーションの設置
- ・戸田市防災ラジオの配布

*その他、毎年戸田市総合防災訓練を実施

②当会の取り組み例

- ・戸田市商工会危機管理マニュアルの策定
- ・事業継続に関する国の施策の周知
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、職員用の非常用軽食・飲料水等)を備蓄

II 課題

<戸田市商工会の事業継続計画について>

- ・現状（策定済みの危機管理マニュアル）では、自然災害における事前対策と初動対応が中心に置かれ、事業継続の体制作りが策定されていないため、事業継続計画の策定が必要である。
- ・初動対応時の避難訓練や職員安否確認の訓練が十分でない。
- ・危機対策本部の立ち上げ基準が明確でない。危機対策本部の立ち上げ訓練を行い、不明確な点を加筆することが必要である。
- ・市や埼玉県商工会連合会と連携した連絡体制の確認などの訓練が為されていない。
- ・危機管理マニュアルには優先業務と記載があるが、優先業務を継続するために必要となる経営資源は何なのか明記されていない。
- ・優先業務継続のボトルネック経営資源（職員の人数など）の抽出が為されていない。
- ・ボトルネックを解消する手段や方法が明記されていない。
- ・優先業務の継続に必要な従業員数と災害時に参集可能な職員数の対比が為されていない。

<小規模事業者への支援について>

- ・水害が多い地域であるため、事業者の災害リスクへの認識は高いものの対策は不十分である。
- ・自然災害に対する事前対策や初動対応への助言を行うことが出来る経営指導員、職員が不足している。

<新型インフルエンザ等感染症事前対策>

現状（策定済みの危機管理マニュアル）では、自然災害対策が中心に置かれているため、新型インフルエンザ等感染症対策規定作りが急務である。

新型インフルエンザ等感染症事前対策の例

- 新型インフルエンザ等感染症対策担当者を置く
- 国や自治体の情報を常に確認する
- 埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県における感染者情報を把握する
- 近隣地域の感染者発生、職員又はその家族の感染疑いが確認された時の対応手順※を定める

国内で感染者の発生が確認された場合の対応手順

- 感染が疑われる職員がでた場合に備えて出勤を控える規則を作る
- 職員は出勤時にマスクを着用する義務付けを行う
- 入社時の石鹸による手洗とアルコール消毒の徹底を励行する
- 入社時の検温の実施と健康状態の聞き取りを実施する
- 来訪者には事前のアポイント取りとマスク着用をお願いする

Ⅲ 目標

＜小規模事業者に対して＞

自然災害

- ・ 地区内小規模事業者に対し巡回指導時に戸田市ハザードブックを活用して災害リスクを認識させる。
- ・ 事前対策（事業継続力強化計画策定・避難訓練の実施・備蓄品など）の必要性を周知する。
- ・ 自然災害が事業活動に与える影響（資金ショートによって支払いが出来ない等）を軽減するため、損害保険の加入促進を損害保険会社と連携して行う。

新型インフルエンザ等感染症

- ・ 新型インフルエンザ等感染症のリスクを認識させる。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症が事業に与える影響（従業員不足、売上激減、固定費の負担大）を軽減するための対策をアドバイスする。

＜商工会自身＞

- ・ 発災時の初動対応、応急対応と発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、商工会組織内における体制を構築する
- ・ 発災時に関係機関（戸田市・埼玉県商工会連合会など）との情報連絡をする。
- ・ 事業継続力強化支援計画策定のため戸田市と協議をし、災害時及び新型インフルエンザ等感染症発生時における市内事業者への対応について検討する。
- ・ 戸田市商工会危機管理マニュアルを見直し、事業継続を主眼に置いた計画を策定する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（2020年7月1日～ 2025年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

＜1. 事前の対策＞

1) 危機発生に備えた準備

- ・ 商工会の事務局機能の復旧には電話や電気などのライフラインの復旧が重要である。
- ・ 戸田市との非常時情報連絡に関する打合せを事前に行う必要がある。
- ・ この為に、戸田市との間で「危機発生に備えた連絡体制」を早急に確立する。
- ・ 支援計画との整合性を図り、発災時に迅速に応急対策に取り組めるようにする。

2) 小規模事業者に対する自然災害リスク及び新型インフルエンザ等感染症リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、戸田市ハザードブックを事業者に示しながら、事業所立地場所の自然災害リスクと事業継続に対する影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。
(休業の備えとなる損害保険、水災補償の損害保険などへの加入)

- ・商工会の会報やホームページなどで国の施策の紹介や自然災害リスク対策の必要性、損害保険概要、事業継続力強化計画に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ・新型インフルエンザ等感染症のリスクを認識させる。
- ・新型インフルエンザ等感染症が事業に与える影響（従業員不足、売上激減、固定費の負担大）を軽減するための対策をアドバイスする。
- ・発災時の避難訓練やけが人の救助訓練（AED使用等）、従業員の安否確認訓練の指導や助言を行う。
- ・事業継続に関する普及啓発セミナーや市の施策の紹介、損害保険の紹介を実施する。

3) 戸田市商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会では戸田市商工会危機管理マニュアルを2017年3月に策定している。
- ・しかし、事前対策や初動応急対応に特化しているため、2025年3月までに商工会機能を継続するための自然災害用事業継続計画書作成をする。

4) 新型インフルエンザ等感染症が事業に与える影響は、自然災害とは異なる。商工会機能を維持する新型インフルエンザ等感染症対策事業継続計画書を別途策定しなければならない。

新型インフルエンザ等感染症事業継続計画書の例

- 商工会の「優先する業務」を特定する
- 職員出勤数の低下に備え商工会の全ての業務の中から「縮小又は休止する業務」を特定する
- 出勤数低下に合わせ「縮小又は休止する業務」から「優先する業務」へ職員を移動する
- 事業継続に必要な経営資源を特定する（職員、職員の給与など固定費）
- 事業所内にウイルスが侵入することを防ぐ手順を実施する
- 来訪者管理手順（アポイント取り等）を発動し、業務への影響を最小限にとどめる
- 職員の集団感染に備えてグループ分けを行い、出勤日を交互にする規定を実施する
- 体調のすぐれない職員が無理して出勤しなくてもよい仕組み（休暇制度）を実施する
- 多くの人が出席する会議を延期又は書面決議とする
- 人が密集する交通手段を利用した出張は禁止とする
- 職場のレイアウトを見直し、ソーシャルディスタンスを確保する
- テレワークを実施する

5) 関係団体（事業者）との連携

- ・戸田市商工会は被災者及び被災地域に対して、災害発生後スムーズな供給調達ができるよう、戸田市役所に対して市内事業者について情報提供を行う。（対象市内事業者：飲料水生活用水の供給・食料の調達・重機の調達・医薬品の輸送・医療の提供・建設土木工事や電気工事などの応急対策業務・燃料の提供・物資の輸送・災害活動用資材の提供・生活必需品の提供などを行う事業者）

6) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画取り組み状況の確認を随時行う。
- ・戸田市環境経済部経済政策課との定期的な協議を行い、状況確認や改善に向けて協議する。

7) 訓練の実施

- ・地震や台風災害の発生を想定して、戸田市との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ・避難訓練の他、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ・戸田市で実施する防災訓練に参加周知等の協力をする。

< 2. 発災後の対策 >

1) 自然災害応急対策の実施可否の確認

① 自然災害発災時は、人命救助やけが人の救護活動を第一優先として活動する。

- ・商工会館来館客の館外への避難誘導、広域避難場所への誘導
- ・商工会館内に、けが人の応急救護場所を確保する。

② 商工会建物や事務所内の損壊による二次被害（人への落下物の衝突）の防止を図る。

- ・見回りの役割分担を決めておく。

③ 上記の確認が取れた時点から職員並びに職員の家族の安否確認を行う。

④ 職員、商工会長の安否確認並びに会館の被害状況について埼玉県商工会連合会が導入を進めている LINE ワークスにて埼玉県商工会連合会を経由して埼玉県に報告する。

⑤ 事態が沈静化したら、順次役員並びに会員の安否確認を行う。会員の安否確認後、被害状況については全国商工会連合会災害システムを利用して埼玉県商工会連合会を経由して埼玉県に報告する。

<戸田市避難所一覧>

No	名称	住所	電話 (048)	避難所	No	名称	住所	電話 (048)	避難所			
戸田川下	1	喜沢小学校	喜沢 1-48-6	442-6383	○	新曽地区	17	新曽小学校	新曽南 2-13-8	442-2774	○	
	2	喜沢中学校	喜沢南 1-6-29	444-6400	○		18	戸田翔陽高等学校	大字新曽 1093	442-4963	○	
	3	戸田第二小学校	喜沢南 2-2-37	442-2675	○		19	新曽北小学校	大字新曽 1367	442-3849	○	
	4	戸田東小学校	下戸田 1-3-3	442-3911	○		20	戸田市スポーツセンター	大字新曽 1286	443-3523	○	
	5	戸田東中学校	下戸田 1-11-15	442-5844	○		21	新曽福祉センター	大字新曽 1395	445-1811	○	
	6	東部福祉センター	下前 1-2-20	443-1021	○		22	新曽中学校	大字新曽 1448	443-4512	○	
	7	心身障害者福祉センター	川岸 2-4-8	445-1828	○		23	芦原小学校	大字新曽 1961	420-2226	○	
戸田川上	8	児童センターこどもの国	本町 1-17-7	443-2387	○	笹目地区	24	児童センタープリムローズ	笹目 2-19-14	422-1033	○	
	9	戸田南小学校	本町 4-8-2	442-6384	○		25	笹目東小学校	笹目 3-17-12	421-6674	○	
	10	戸田中学校	本町 5-8-46	442-2627	○		26	惣右衛門公園	笹目 1-38		○	
	11	戸田公園管理事務所	戸田公園 5-27	442-2424	○		27	笹目中学校	笹目 4-38-1	421-1462	○	
	12	戸田公園自由広場	戸田公園 6		○		28	笹目小学校	笹目 6-9-1	421-3524	○	
	13	埼玉県戸田第一艇庫	戸田公園 4-2		○		29	笹目公園	笹目 7-1		○	
	14	上戸田地域交流センター	上戸田 2-21-1	229-3133	○		美女木地区	30	美女木小学校	美女木 2-33-1	421-1037	○
	15	戸田第一小学校	上戸田 3-7-5	442-2268	○			31	新田公園	美女木 3-1		○
	16	戸田市文化会館	上戸田 4-8-1	445-1311	○			32	南稜高等学校	美女木 4-23-4	421-1211	○
					33	西部福祉センター		美女木 5-2-16	421-3024	○		
					34	美笹中学校		美女木 5-12-6	421-3011	○		
					35	美笹本小学校		美女木 7-11-3	421-3010	○		
					福祉避難所	36	福祉保健センター	大字上戸田 5-6	446-6484	○		
						37	笹目コミュニティセンター	笹目 3-12-1	422-9988	○		



(戸田市ハザードブックより)

2) 自然災害応急対策の方針決定

- ①危機のランクに応じ「別表：職員の行動基準」の通り対応を行う。ただし職員自身が命の危険を感じる場合には緊急対応をせずに待機し、危険が去ってから行動を開始する。
- ②自然災害が勤務時間外に発災した場合には、職員全員は出勤できない。商工会館までの通勤距離を事前に把握し、徒歩及び自転車等にて出勤可能な職員のみで対応することを想定した役割分担を行う。
- ③被害状況によって可能な場合は小規模事業者の被害状況を確認し、戸田市と情報を共有する。

「職員行動基準」

危機のランク	危機の内容	職員		対策本部要員	
		(就業時間中)	(就業時間外)	(就業時間中)	(就業時間外)
A	震度6弱以上の地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応を行う(避難、来会者の避難誘導) ・対策本部長の指示により帰宅する(家族の安否確認が出来ない職員を中心に) ・商工会外にいるときは本部長の指示により帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否状況を商工会に報告する ・対策本部長の指示に従い、自宅待機する 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応を行う(来会者の避難誘導、商工会建物の被害状況把握) ・商工会に残り対策本部活動(出かけている職員の安否確認、家族の安否確認)を実施する ・商工会外にいるときは商工会に至急戻る 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否状況を商工会に報告する ・家族の安全を確認した後、商工会に参集する ・商工会に参集後、対策本部活動(職員の安否確認、建物被害状況の把握)を実施する
B	震度5強の地震の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部長の指示により、業務を継続する ・商工会外にいるときは対策本部長の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否状況を商工会に報告 ・対策本部長の指示に従い自宅待機又は出勤する 	同上	同上
C	震度5弱の地震の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の状況を把握 ・通常業務を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常通り商工会に出勤 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の状況を把握 ・相談の受付を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常通り商工会に参集

3) 新型インフルエンザ等感染症の応急対策 (新型インフルエンザ等感染症事業継続計画に従う)

- ①新型インフルエンザ等感染症発生時には、職場にウイルスを持ち込ませない活動を優先する。
- ②体調のすぐれない職員は出社を控えさせる。
- ③新型インフルエンザ等感染症専用の特別有給休暇制度の運用
- ④職員、会長の所在について、埼玉県商工会連合会が導入を進めているLINEワークスにて埼玉県商工連合会を經由して埼玉県に報告する。
- ⑤事態が沈静化したら、順次会員の確認を行う。確認後、状況については全国商工会連合会災害システムを利用して埼玉県商工会連合会を經由して埼玉県に報告する。

4) 新型インフルエンザ等感染症発生時の応急対策の方針決定 (同上)

- ①別途定める「職員再配置規定」※に従った対応を行う。
- ②職員再配置規程を発動する。(縮小休止する業務から優先業務への移動・複数グループ制)
- ③戸田市と情報を共有する。

※別途、「職員再配置規定」を策定する。

「職員再配置規定」の例

- ・感染症で職員が罹患した場合の備え、優先業務の欠員を防ぐための「職員再配置規定」を作る
- ・「休止又は停止する業務」から職員をどういう基準で優先業務へ移動させるかの規定を作る
- ・欠員対策として、複数のグループ単位での統合規定を作る
- ・OB や OG に対して協力要請を行う規定作り
- ・近隣の商工会議所に職員派遣の応援要請をする

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

商工会は巡回訪問を通し、会員など小規模事業者と密接にかかわる地域唯一の組織である。このため自然災害発災時には市や関係機関から頼るべき組織として認識されている。商工会は会員を含む小規模事業者の被害状況を把握し復旧に向けた対応を行うことが求められる。

このため事務局の役割を以下の様に定めておく。(現行の危機管理マニュアル)

- ・事務局責任者が即座に会長、副会長に連絡する
- ・対策本部を設置する
- ・市や県連との連絡を担い、連絡の窓口となる
- ・会員からの要望を取りまとめる
- ・会員からの問い合わせに対応する
- ・会員等小規模事業者の被害状況を確認し、市や県連に報告する
- ・当会と市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて、埼玉県に報告する

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・会員等小規模事業者からの相談受付や支援業務（金融、労務、税務）を最優先とする。
- ・職員の安全や商工会館の安全が確認された時から、相談窓口を開設する。
- ・会員や小規模事業者の被害状況及び新型インフルエンザ等感染症感染状況を確認する。
- ・国や県又は市の被災事業者施策及び新型インフルエンザ等感染施策について会員に周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め被災又は新型インフルエンザ等感染症リスクに直面した会員など小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣などを埼玉県に相談する。

その他

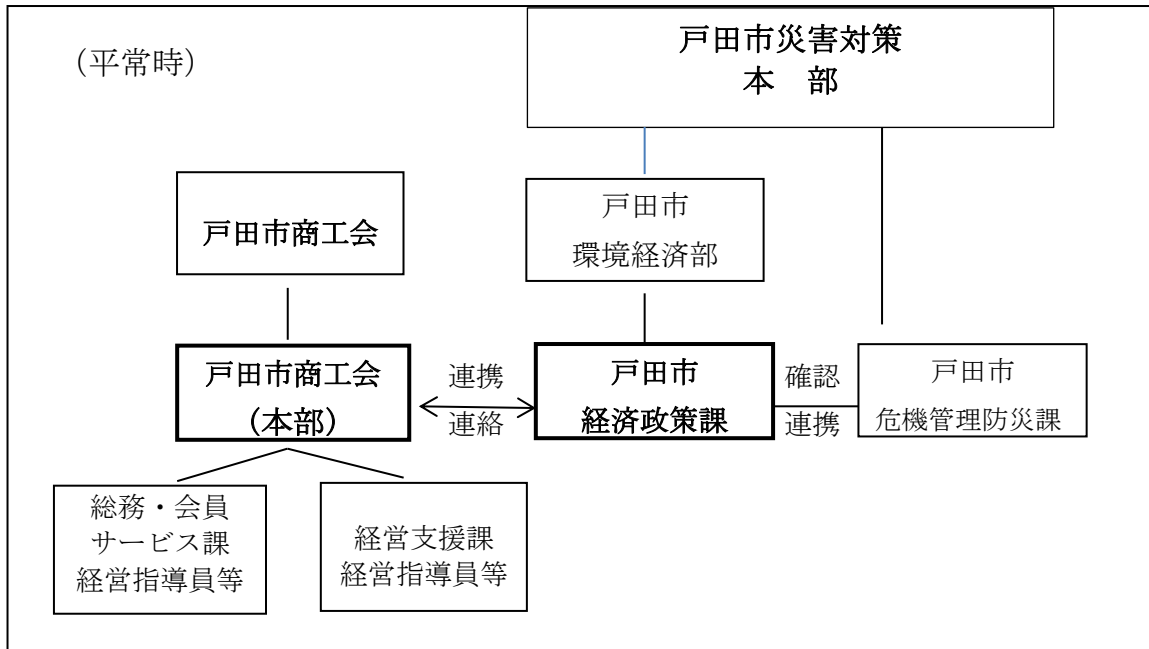
- ・上記記載内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 2 年 4 月現在)

- (1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 園田耕三・入江俊彦・鈴木好介・堀之内俊介

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認等、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

戸田市商工会 総務・会員サービス課
〒335-0022 埼玉県戸田市上戸田 1-21-23
TEL048-441-2617 FAX048-444-0935
E-mail : info@toda.or.jp

② 関係市町村

戸田市役所 環境経済部 経済政策課
〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田 1-18-1
TEL : 048-441-1800

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンプ、チラシ製作費	70	70	70	70	70
・ チラシ等郵送代	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、戸田市補助金、埼玉県補助金、国補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③
連携体制図等
① ② ③